

医師会定期巡回みなみうわ重要事項説明書

(令和6年6月1日改訂)

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(介護保険事業所番号 3894000086)

当事業所は利用者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことは次のとおりです。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。

1 事業者

(1) 法人名	一般社団法人南宇和郡医師会
(2) 法人所在地	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2487
(3) 代表者名	会長 伊藤 孝徳
(4) 設立年月日	昭和23年 7月10日

2 事業所の概要

(1) 事業所の種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(2) 事業の目的	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に又は利用者からの随時の通報に適切に対応を行うことにより、利用者が安心してその居宅において生活を送ることを目的とします。

(3) 事業所の名称	医師会定期巡回みなみうわ
(4) 事業所の所在地	愛媛県南宇和郡愛南町御荘深泥703番地2
(5) 電話番号	0895-73-2527
FAX番号	0895-73-1116
(6) 管理者氏名	安田 佐代
(7) 運営の方針	

- ・要介護となった場合でも、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の、安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。
- ・事業者は、提供するサービスの質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。

(8) 開設年月日	平成31年1月1日
-----------	-----------

3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 南宇和郡愛南町(魚神山・網代地区を除く)
(2) 営業日 365日
(3) 営業時間 24時間

4 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤		非常勤		職務の内容
	専従	非専従	専従	非専従	
1. 管理者 介護福祉士	1				<ul style="list-style-type: none">・事業所の従業者及び業務の一元的な管理・従業者に基準を遵守させるための必要な指揮命令
2. オペレーター 介護福祉士	4				<ul style="list-style-type: none">・利用者及び家族からの通報を隨時受け付け、適切に対応・利用者又はその家族に対して、適切な相談及び助言
3. 計画作成責任者 介護福祉士	1				<ul style="list-style-type: none">・定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画の作成及び交付・サービス提供の日時等の決定・サービス利用の申込に係る調整、サービス内容の管理
4. 定期巡回サービス 介護福祉士・介護員	4				<ul style="list-style-type: none">・居宅サービス計画に沿った定期的な巡回
5. 隨時訪問サービス 介護福祉士・介護員	4				<ul style="list-style-type: none">・オペレーターからの要請を受けての利用者宅訪問

5 提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、次の2つの場合があります。

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険の給付の対象となる場合 |
| (2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合 |

(1) 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス

次のサービスについては、利用料金の通常9割（若しくは8割、7割）が介護保険から支給されます。

〈サービスの概要〉

①定期巡回サービス	訪問介護員が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
②随時対応サービス	あらかじめ利用者的心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス
③随時訪問サービス	随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

☆定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(以下「計画」という)に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助をします。

☆随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは計画作成責任者、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者的心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

☆随時訪問サービスの提供に当たっては、計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行います。

☆訪問看護サービスの提供に当たっては、主治医との連携に基づき、医師による指示を文書で受けた場合に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する指定訪問看護事業所により提供されます。

〈サービス利用料金〉

①連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護（月額単位）

介護のみ利用の場合	
要介護 1	5, 446 単位
要介護 2	9, 720 単位
要介護 3	16, 140 単位
要介護 4	20, 417 単位
要介護 5	24, 692 単位

③加算および減算料金

通所介護等サービス 利用時の調整	通所介護等を受けている利 用者に対して、当該サービ スを行った場合	要介護 1	-62 単位／日
		要介護 2	-111 単位／日
		要介護 3	-184 単位／日
		要介護 4	-233 単位／日
		要介護 5	-281 単位／日

初期加算	利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間又は、30 日を超える入院後に利用を再開した場合	30 単位／日
総合マネジメント体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している当該サービスの質を継続的に管理した場合	1,200 単位／月
サービス提供体制強化加算（I）	① 介護福祉士 60%以上 ② 勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上	750 単位／月
介護職員処遇改善加算（I）	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合	1 月につき 所定単位数 × 24.5%

* 総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算については、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

☆上記のサービス料金表によって、利用者の要介護度などに応じた金額をお支払いいただきます。なお、法定代理受領の場合は納付額を除いた金額（負担割合証に応じた 1 割又は 2 割、3 割の自己負担額）をお支払いいただきます。

☆利用者がいまだに要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い） 儻還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までに利用者にご説明します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

次のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

（ア）通常実施区域外の交通費

通常の事業実施地域（愛南町魚神山・網代地区を除く）外へのサービス提供を利用される場合は、1 回の利用につき 500 円をいただきます。

（イ）通信費

利用者宅から事業所への通報にかかる通信費（電話料金）については、利用者にご負担いただきます。

6 利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、事業者が発行する利用請求書

に基づき、翌月 20 日までに次のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 指定口座への振り込み

愛媛銀行 城辺支店 普通預金 口座番号 3788536

一般社団法人 南宇和郡医師会

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ウ. 現金払い

7 サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス提供に当たり、複数の訪問介護員等が交代してサービスを提供することをおあらかじめご了承ください。
- (2) 定期巡回サービスの訪問予定時間は、交通事情、緊急を要する随時訪問の事情等により前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 利用者は「5 提供するサービスと利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- (4) サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用いたします。
- (5) サービス提供に当たり、利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、合鍵の預かりの同意を、お預かり証にて行います。また、合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者及びその家族、又は管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとします。
- (6) サービス提供を開始する際には、介護保険被保険者証の提示を受け、被保険者資格等の確認を行います。
- (7) 訪問介護員等は利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、身分を明らかにする名札等を携行し、求めに応じて提示します。

8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画

- (1) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）を作成します。
- (2) 計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければなりませんが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に位置づけられた定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者的心身の状況を踏まえ、計画作成責任者が決定することができます。
- (3) 計画は、当事業所の看護師等又は指定訪問看護事業所の看護師等によるアセスメントを踏まえて作成します。
- (4) 計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意の上、交付します。
- (5) 計画の作成後においても、常に計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の

変更を行うものとします。

9 地域との連携

- (1) 当事業所はサービスの提供に当たって、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとします。
- (2) 介護・医療連携推進会議の開催はおおむね 6 ヶ月に 1 回以上とします。
- (3) 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、サービス知見者等とします。
- (4) 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

10 指定訪問看護事業所との連携

当事業所は、連携する指定訪問看護事業所との協定に基づき、次の事項について協力を得るものとします。

- (1) 利用者に対するアセスメント
- (2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- (3) 介護・医療連携推進会議への参加
- (4) その他必要な指導及び助言

11 サービスの終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する 1 週間前までに文書でお申し出ください。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

事業所は、人員不足や事業縮小等のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

(3) 自動終了

次の場合は双方に通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

(4) その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合や利用者又は身元引受人などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が倒産した場合、利用者又は身元引受人は、文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者又は身元引受人が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、1 か月以上の期間を定めて、期間満了

までに支払わない場合、又は利用者が当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

1.2 個人情報の保護と守秘義務

- (1) 事業者及び訪問介護員等は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業者は、利用者の医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供することがあります。
- (3) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者、その家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。

1.3 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の状況に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに家族又は主治医等に連絡をとる等の措置を講じます。緊急連絡先・主治医等に関する連絡先は、初回訪問時にお聞きします。

1.4 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (2) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとします。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

1.5 サービス提供における相談・要望・苦情等の受付

(1) 当事業所の受付窓口

当事業所に対する相談・要望・苦情等は以下の窓口で受け付けます。

○受付窓口

担 当	安田 佐代
電 話	0895-73-2527
F A X	0895-73-1116
受付時間	月曜日～金曜日 (祝祭日、年末年始 12/31～1/3 を除く) 8時30分～17時00分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

当事業所以外に、市町の相談・苦情窓口等に苦情窓口が設置されています。

○市町名	愛媛県南宇和郡愛南町
担 当	愛南町高齢者支援課
電 話	0895-73-7125
F A X	0895-73-1777

受付時間 8時30分～17時00分

○愛媛県国民健康保険団体連合会介護・事業課

電話 089-968-8700

FAX 089-968-8717

受付時間 8時30分～17時00分